

守口市まちの魅力創造・発信事業『謎解きイベント』業務委託公募型 プロポーザル募集要領

1 事業の趣旨・目的

市内を周遊して、多くの市内外の方がまちを訪れる機会を創出し、知られざる歴史・伝統・文化を体感し、楽しみながら市の魅力を新発見・再発見してもらうことを目的とする。

については、守口市まちの魅力創造・発信事業『謎解きイベント』業務委託の実施にあたり、価格のみではなく事業者(配置する技術者・担当者を含む。)に係る業務実績、専門性、技術力、企画力、創造性等を勘案し、総合的な見地から判断して最適な事業者と契約を締結する必要があることから、プロポーザル方式により契約の相手方となる候補者(以下「候補者」という。)を選定するものとする。

2 業務概要

(1) 業務名	守口市まちの魅力創造・発信事業『謎解きイベント』業務委託
(2) 業務内容	守口市まちの魅力創造・発信事業『謎解きイベント』業務委託仕様書のとおり
(3) 契約期間	契約締結日から令和5年3月31日(金)まで
(4) 提案上限額	4,300千円(消費税及び地方消費税を含む。)

3 参加資格

企画提案に参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 本業務の企画提案書提出時において、本市入札参加有資格者名簿に登録されていること。
- (3) 守口市入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められる者でないこと。
- (4) 守口市公共工事等及び売払い等に関する暴力団対策措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められる者でないこと。
- (5) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)又は同法による改正前の会社更生法(昭和 27 年法律第 172 号)の適用申請をした者(更生計画の認可を受けた者を除く。)でないこと。
- (6) 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)の適用申請をした者(再生計画の認可を受けた者を除く。)でないこと。
- (7) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (8) 会社法(平成 17 年法律第 86 号)第 475 条若しくは第 644 条の規程に基づく清算の開始又は破産法(平成 16 年法律第 75 号)第 18 条若しくは第 19 条の規程に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者。
- (9) 平成 29 年度以降(過去5年間)に1回以上、謎解きイベントに関する業務の履行実績があること。

4 スケジュール

項目	日程
1 公告日	令和4年7月28日(木)
2 質問の受付期間	令和4年7月28日(木) 午前9時から 令和4年8月4日(木) 正午まで

3	質問の回答	令和4年8月10日(水)
4	応募書類の提出期間	令和4年8月10日(水) 午前9時から 令和4年8月22日(月) 正午
5	1次審査の結果通知	令和4年8月31日(水)
6	2次審査(プレゼンテーション)	令和4年9月8日(木)
7	選定結果通知・公表	令和4年9月9日(金)

5 参加手続

(1)担当部署及び問い合わせ先

〒570-8666 守口市京阪本通2丁目5番5号
 守口市 企画財政部 魅力創造発信課
 担当 藤井・山口
 電話 06-6992-1353・1356 FAX 06-6992-1272
 メールアドレス Mori_miryoku@city-moriguchi-osaka.jp

(2)募集要領等の配布

ア 配布期間 令和4年7月28日(木)午前9時～令和4年8月4日(木)午後5時30分
 (土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

イ 配布場所及び受付場所

上記(1)の担当部署で配布するほか、守口市ホームページからダウンロードできる。

(3)応募書類の提出期限、提出場所及び提出方法

ア 提出期限 令和4年8月10日(水)午前9時～令和4年8月22日(月)正午
 (土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時30分まで)
 ※提出期限後に到着した応募書類は無効とする。

イ 提出場所 (1)に同じ。

ウ 提出方法 持参又は郵送(書留郵便に限る)

なお、郵送の場合は提出期限までに必着のこと。

6 質疑・回答

(1)受付期間 令和4年7月28日(木)午前9時～令和4年8月4日(木)正午必着

(2)質疑方法 FAX(着信確認の電話を行うこと。)又は電子メールにより、5(1)に提出すること。

(3)質疑様式等 様式第7号に記載し、次の点に留意すること。

ア 件名は「守口市まちの魅力創造・発信事業『謎解きイベント』業務委託に関する質問」とすること。

イ 質問者の会社名、部署名、役職・氏名、電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。

ウ 質問表のタイトル部分に、質問内容を端的に表す表題を記載すること。

エ 質問表以外での質問については、一切受け付けない。

(4)回答日時 令和4年8月10日(水)

(5)回答方法 質問への回答は守口市ホームページに掲示し、個別には回答しない。

7 応募書類

(1)提出期間 令和4年8月10日(水)午前9時～令和4年8月22日(月)正午

- (2)提出書類 「別紙1 企画提案書等応募書類一覧」に掲げる書類
- (3)企画提案書の作成方法 「別紙2 企画提案書作成要領」のとおり
- (4)提出された応募書類の取扱い
 - ア 提出された企画提案書は、本プロポーザルにおける契約の相手方の候補者の選定以外の目的では使用しない。ただし、公文書公開請求があった場合は、守口市情報公開条例に基づき取り扱うこととする。
 - イ 提出のあった企画提案書は、選考を行う作業に必要な範囲において、複製を行うことがある。
 - ウ 提出された応募書類は返却しない。
 - エ 企画提案書等の著作権は、提案者に帰属する。
 - オ 企画提案書等に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。

8 評価方法等

(1)1次審査

ア 概要

「3 参加資格」をすべて満たした提案事業者のみを対象に、企画提案書類等を元に審査を行い、「別紙3 評価基準」に基づき「要求仕様評価点」と「価格評価点」の合計点の上位3者までを1次審査の合格者とする。

ただし、1次審査の合計点が 60%未満の場合、または提案価格が「2 業務概要(4)提案上限額」を超えている場合は、ただちに不合格とする。

なお、採点の結果、同得点であるものが2者以上ある場合は、提案価格の低い提案事業者から順に上位とする。

イ 結果の通知

令和4年8月31日(水)に1次審査を行った全ての提案事業者に対して結果を電子メールで通知する。

(2)2次審査

ア 概要

1次審査に合格した全ての提案事業者は、プレゼンテーション及び質疑応答(約1時間程度)を実施する。開催場所等詳細については、別途通知する。

2次審査は、「企画提案評価点」とプレゼンテーション及び質疑応答をもとに評価する「提案技術評価点」を、1次審査の合計点に加算したうえで総合評価点を算出し、最も高い者を、契約の相手方の候補者として選定する。「別紙3 評価基準」参照)。

最高点の者が複数の場合は、提案価格の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定し、金額も同額の場合については、当該者は、当初提案の金額の範囲内で「様式第2号 提案価格書」を再作成し、再提出された提案価格の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。

イ 結果の通知

令和4年9月9日(金)に2次審査を行った全ての提案事業者に対して結果を電子メールで通知する。

9 失格事項

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

- ア 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- イ 本募集要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合
- ウ 価格提案書の金額が2(4)の上限額を超える場合
- エ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合
- オ 評価に係る委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- カ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

10 選定結果の公表

選定結果通知日の翌営業日に、下記項目において守口市ホームページにおいて公表するとともに、担当課において閲覧に供するものとする。

【公表事項】

- (1)候補者名
- (2)全参加者名、全参加者の総合評価点、提案金額
- (3)委員の氏名等

11 契約手続

- (1)契約交渉の相手方に選定された者と守口市との間で、委託内容、経費等について再度調整を行った上で協議が調った場合、委託契約を締結する。
- (2)受注者は契約金額の 100 分の 10 の額の契約保証金を契約と同時に納付しなければならない。ただし、守口市契約規則第 21 条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。
- (3)契約代金の支払いについては、一括払とする。
- (4)選定された候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。なお、この場合、次順位者を候補者とする。

12 その他

- (1)参加表明書の提出後に辞退する場合は、書面により届け出るものとする。
- (2)企画提案書及び価格提案書については、1者につき1提案に限る。
- (3)参加表明書を提出した後、企画提案書及び価格提案書の差替、訂正、再提出をすることはできない。ただし、市から指示があった場合を除く。
- (4)参加表明書を提出した後、市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがある。
- (5)提出書類の作成、提出、ヒアリング及びプレゼンテーション等に要する経費は、提案者の負担とする。
- (6)書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法(平成4年法律第51号)に定める単位とする。